

令和3年度 自主的点検実施地区一覧表

整理番号	都道府県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名		総事業費 (千円)	総便益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	チェックリスト																		備考		
										I 必須事項					II 優先配慮事項															
										1	2	3	4	5	1 有効性			2 効率性		3 事業の実施環境等										
															(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(4)					(5)					
												①	②	③	④	⑤	①	②	③											
1	香川	四国局	香川所	復旧治山	滝山	たきやま	19,000	80,023	16,608	4.82	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	B	B	A	A	A	A	B	A	—	—
2	香川	四国局	香川所	復旧治山	兼広	かねひろ	43,000	279,232	37,586	7.43	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	A	A	A	—
3	香川	四国局	香川所	保安林整備	中尾	なかお	500	2,597	437	5.94	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
4	香川	四国局	香川所	保安林整備	大相	だいそう	2,500	14,917	2,185	6.83	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
5	香川	四国局	香川所	保安林整備	柞多尾	くぬぎたお	2,400	17,152	2,098	8.18	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
6	愛媛	四国局	愛媛署	復旧治山	小田深山3	おだみやま	59,000	73,661	51,571	1.43	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	B	—	B
7	愛媛	四国局	愛媛署	保安林整備	下成山	しもなるやま	6,700	93,050	5,856	15.89	○	○	○	○	○	A	B	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
8	高知	四国局	四万十署	復旧治山	大谷山	おおたにやま	57,000	97,469	49,823	1.96	○	○	○	○	○	A	B	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	B	—	A
9	高知	四国局	四万十署	復旧治山	糝ヶ瀬山	こうじがせやま	198,000	202,948	166,958	1.22	○	○	○	○	○	A	B	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	B	B	A
10	高知	四国局	四万十署	復旧治山	深谷灘山	ふかやなだやま	64,000	74,583	54,935	1.36	○	○	○	○	○	B	B	B	A	B	A	B	A	A	A	B	B	A	B	—
11	高知	四国局	四万十署	復旧治山	上足川山	かみあしかわやま	130,000	121,827	109,681	1.11	○	○	○	○	○	A	B	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	B	—
12	高知	四国局	四万十署	保安林整備	唐谷山	からたにやま	6,400	86,636	5,594	15.49	○	○	○	○	○	A	B	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
13	高知	四国局	四万十署	保安林整備	ザレサコ山	ざれさこやま	6,700	87,670	5,856	14.97	○	○	○	○	○	A	B	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
14	高知	四国局	四万十署	保安林整備	釣石山	つりいしやま	3,000	37,438	2,622	14.28	○	○	○	○	○	A	B	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
15	高知	四国局	嶺北署	復旧治山	伊留谷山	いるたにやま	53,000	51,721	46,327	1.12	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	—	—
16	高知	四国局	嶺北署	復旧治山	桑ノ川山	くわのかわやま	89,000	83,768	76,049	1.10	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	—	—
17	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	長又	ながまた	1,600	33,027	1,399	23.61	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
18	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	大王山	だいおうやま	3,700	71,578	3,234	22.13	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
19	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	八風呂五斗尻山	やふろごとじりやま	800	16,477	699	23.57	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
20	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	名ノ川山	なのかわやま	2,900	59,356	2,535	23.41	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
21	高知	四国局	嶺北署	保安林整備	椿山	つばやま	7,700	129,291	6,731	19.21	○	○	○	○	○	A	B	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	
22	高知	四国局	高知中部署	復旧治山	杉ノ熊山	すぎのくまやま	53,000	82,916	46,327	1.79	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	B	B
23	高知	四国局	安芸署	復旧治山	汗谷山	あせだにやま	119,000	113,265	102,910	1.10	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	B	—
24	高知	四国局	安芸署	復旧治山	西又東又山	にしまたひがしまたやま	177,000	182,446	153,540	1.19	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	B	—

令和3年度 自主的点検実施地区一覧表

四国森林管理局

整理番号	都道府県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名		総事業費 (千円)	総便益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	チェックリスト															備考				
										I 必須事項					II 優先配慮事項														
										1	2	3	4	5	1 有効性			2 効率性		3 事業の実施環境等									
															(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)			(5)					
25	高知	四国局 安芸署	復旧治山	大戸山	おとやま	101,000	121,022	86,505	1.40	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	B	—
26	高知	四国局 安芸署	復旧治山	栢谷山	とちだにやま	53,000	71,587	46,327	1.55	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	B	—
27	高知	四国局 安芸署	復旧治山	谷山北平山	たにやまきたひらやま	53,000	72,712	46,327	1.57	○	○	○	○	○	A	A	B	A	B	A	B	A	A	A	A	B	A	B	—
28	高知	四国局 安芸署	保安林整備	後口山	うしろやま	5,000	49,510	4,370	11.33	○	○	○	○	○	A	B	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	—
29	高知	四国局 安芸署	保安林整備	一ノ谷山1	いちのたにやま	8,500	176,265	7,430	23.72	○	○	○	○	○	A	A	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	—
30	高知	四国局 安芸署	保安林整備	久木谷山	くきたにやま	600	13,221	524	25.23	○	○	○	○	○	A	B	B	B	B	—	A	A	B	B	A	—	B	—	—

【記載要領】

1. 治山事業、森林整備事業ごとに別業とする。
2. 事業実施主体は、事業を実施する森林管理署等の名称を記載する。
3. 事業名は、治山事業にあつては、「国有林治山事業実施要領」の第3に定める事業区分を記載する。
森林整備事業にあつては、森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の別を記載する。
4. 事業実施地区名は、運用第2の区分による。事業実施地区名には、ふりがなを付す。
5. 総事業費、総便益及び総費用は、千円未満四捨五入とし千円単位で記載する。
6. 分析結果は、小数点以下第3位四捨五入とし小数点以下第2位まで記載する。
7. チェックリストの各項目は、各判定基準に基づき、必要事項については「○」又は「—」を、優先配慮事項については「A」、「B」、「C」又は「—」を記載する。

(参考)

チェックリストの判定基準

令和3年7月27日付け 3林整計第241号 「林野公共事業における事業評価マニュアル」チェックリストによる

I 必須 事項	1	山地災害防止、水源の涵養、生活環境の保全・形成等の観点から実施する必要性があること。
	2	当該事業の施工が技術的に可能であること。
	3	費用便益分析の結果が1.0以上であること。
	4	事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。また工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
	5	自然環境・景観の保全等の観点から事業が適当であること。
II 優先 配慮 事項	1 有効性	(1) A (重要河川の上流であり、かつ集落、道路、農地等を保全するもの)・B (重要河川の上流または、集落、道路、農地等いずれかを保全するもの)・— (該当なし)
		(2) A (ダム等取水施設上流の水源確保であるもの)・B (A以外の水源確保であるもの)・— (該当なし)
		(3) A (生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮させるもの)・B (生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかを発揮させるもの)・— (該当なし)
	2 効率性	(1) A (事業の経済性・効率性が確保され、コスト縮減効果が期待されるもの)・B (事業の経済性・効率性が確保されるもの)・C (A、B以外の計画)
		(1) A (自然環境・景観の保全が求められ、自然景観等に配慮がなされる計画)・B (A地区ではないが自然景観等に配慮がなされる計画)・— (該当なし)
	3 事業の 実施環境 等	(2) A (木材を利用した工種、工法を図るもの)・B (Aには該当しないが、木材を利用した計画である)・— (該当なし)
		(3) A (森林整備を実施する計画)・B (事業を行うことにより森林整備が促進されるもの)・— (該当なし)
		(4) ① A (保全対象に集落や公共施設が含まれるもの)・B (Aの外に農地、ため池用排水施設があるもの)・C (A、B以外の計画)・— (該当なし)
		② A (豪雨、地震、地すべり、流木等の災害が発生した地区)・B (豪雨、地震、地すべり、流木等の災害発生のおそれがあるもの)・C (A、B以外の計画)
		③ A (山地災害危険地区A又はB箇所、若しくは山腹崩壊箇所)・B (山地災害危険地区Cの箇所、若しくは崩壊のおそれが高い箇所)・C (A、B以外の計画)
④ A (生活用水に係る水源森林で湧水被害や水質汚濁が発生した箇所)・B (生活用水に係る水源森林で土砂等の流出が発生した箇所)・C (A、B以外の箇所)で水資源確保の必要があるもの)・— (該当なし)		
⑤ A (事業を実施しなければ他事業の進捗に影響を及ぼすもの)・B (事業を実施することにより他事業の円滑な推進が図れるもの)・— (該当なし)		
(5) ① A (地域関係者等の同意又は理解を得られているもの)・B (地域関係者等の同意又は理解を得られる見込みのもの)・C (A、B以外)		
② A (他事業との関係が図られた計画)・B (他事業との関係について調整中)・— (該当なし)		
③ A (地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連した計画に位置付けされている)・B (地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連した計画に位置付けされるよう調整中)・— (該当なし)		